

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設

重要事項説明書

特別養護老人ホーム ディアナの郷

〒416-0924 静岡県富士市宮島 1476

TEL 0545-65-4165(代) FAX 0545-65-4155

社会福祉法人 真澄会

当施設は介護保険の指定を受けています。
(富士市指定 第2292300627号)

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービスを提供サービスの開始にあたり、富士市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月29日条例第21号）、富士市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月29日規則第25号）等に基づき提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	- 2 -
2. ご利用施設	- 2 -
3. 事業の目的と運営の方針	- 2 -
4. 施設の概要	- 2 -
5. 職員の配置状況及び勤務体制	- 3 -
6. サービスの内容と利用料金	- 3 -
7. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）	- 7 -
8. 所持品引取人	- 8 -
9. 代理人	- 8 -
10. 苦情処理について	- 9 -
11. 緊急時の対応について	- 9 -
12. 虐待防止と身体拘束の廃止	- 9 -
13. 感染症予防と発生時の対応	- 9 -
14. 事故発生時の対応について	- 9 -
15. その他施設利用にあたっての留意事項	- 10 -

1. 事業者

- (1) 事業者の名称 社会福祉法人 真澄会
(2) 事業者の所在地 静岡県富士市水戸島本町7番8号
(3) 事業者の種別 社会福祉法人
(4) 代表者氏名 理事長 大石 すみ代
(5) 電話番号 0545-65-1165
(6) FAX番号 0545-65-1155

2. ご利用施設

- (1) 施設の名称 特別養護老人ホーム ディアナの郷
(2) 施設の所在地 静岡県富士市宮島1476
(3) 施設長(管理者)氏名 安谷屋 優
(4) 施設の種別 特別養護老人ホーム
(5) 介護保険事業所指定 種類：ユニット型地域密着型介護老人福祉施設
番号：富士市指定 第2292300627号
(6) 電話番号 0545-65-4165
(7) FAX番号 0545-65-4155
(8) 第三者評価の有無 無

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを目指すものとします。

(2) 施設運営の方針

施設は、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を密に努めるものとします。

4. 施設の概要

(1) 構造等

- 敷地 4,086.54㎡
建物：構造 鉄骨造2階建(耐火建築)
：延床面積 3,131.43㎡
：利用定員 29人

(2) ユニット内の施設・設備

室名	室数	主な設備等
居室(全室個室)	10	介護用超低床電動ベッド
共同生活室	1	キッチン・談話コーナー
便所	4	車椅子対応
浴室	1	各ユニットにあり

※家具類などの居室への持ち込みについて

当施設で用意した物以外は、利用者にお持ち込みいただきますが、事前に職員と相談してください。

5. 職員の配置状況及び勤務体制（令和6年1月1日現在）

（1）主な職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1
2. 介護職員	16.9	10
3. 生活相談員	1	1
4. 看護職員	2	1
5. 機能訓練指導員	1	1
6. 介護支援専門員	1	1
7. 医師	0.03	嘱託
8. 管理栄養士	1	1
9. 調理員		委託

※ 常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

（2）主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
1. 医師	第1、3木曜日 16：00～16：45
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～16：00 1名 日中： 9：00～18：00 1名 遅番：13：00～22：00 1名 夜間：22：00～ 7：00 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：30～16：30 1名 日中： 9：00～18：00 1名

※ 土日は上記と異なる場合があります。

※ 看護職員の早朝は、処置等必要な方に合わせた対応時間帯となります。

6. サービスの内容と利用料金（※料金については、別紙料金表を参照）

（1）介護保険対象サービス

①入居者の処遇に関する計画

- ・ 入居者について、その心身の状況、その置かれている環境、入居者及びその家族の希望を勘案し、同意を得て、処遇に関する計画を作成いたします。
- ・ 入居者の処遇に関する計画について、入居者の処遇の状況等勘案し、必要な見直しを行います。

②介護

入浴・・・入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入居者に入浴の機会を週2回以上提供いたします。但し、やむを得ない場合には、清拭にて対応させていただくこともあります。

排泄・・・入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行い、誘導、おむつの取替え等随時行います。

- その他・・・〔1〕寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
〔2〕生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
〔3〕清潔で快適な生活が送れるように、適切な整容が行われるよう援助します。
〔4〕ユニット内での家事への参加の支援を行います。

③食事

- ・ 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。
- ・ 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保いたします。
- ・ 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない入居者は居室に配膳し必要な援助を行います。

④社会生活上の便宜の供与

- ・ 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの行動を支援いたします。
- ・ 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難であり場合には、同意を得て、代わって行うものとする。
- ・ ご家族との交流の機会に提供及び外出の機会の確保を行います。

⑤相談援助

- ・ 常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に誠実に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

⑥機能訓練

- ・ 入居者との合意に基づき、心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑦健康管理

- ・ 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を採ります。
- ・ 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載いたします。

⑧看取り介護

- ・ ターミナルケアについての取り組みを実施しています。
- ・ 指針については別紙「看取りの介護指針」をご覧ください。

⑨その他介護給付サービス加算

- ・詳細については、別紙1「料金表」によります。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご負担額を変更します。また、要介護度に変更が生じた場合は、変更後の介護度が有効となる日から、変更後の介護度に応じた額をご負担いただきます。

(2) 介護保険の給付対象外のサービス…かかった費用の全額をご負担いただきます。

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にてご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

②特別な食事

入居者の栄養マネジメントに基づく食事や、入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③理髪・美容

理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

④貴重品の管理

入居者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：現金、または施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：現金、または上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご代理人等親族へ交付します。
- ・貴重品の管理は、「社会福祉法人真澄会 入所者所持金等保管管理規程」により管理します。

⑤レクリエーション、行事活動

入居者の希望によりレクリエーションや行事活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

入居者が共通して使用する日常生活の消耗品（シャンプー・石鹸・トイレットペーパー等）については、原則として施設が負担しますが、その他、ホーム喫茶利用代金、お菓子、衣類販売等購入代金は要した実費を負担いただきます。

⑦契約書第5条第2項但書及び第19条に定める所定の料金

入居者が、未だ要介護認定を受けていない場合、入居者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合、入居者は入居者の要介護度に応じたサービス利用料金全額をいったん事業者を支払うものとします。

また、入居者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等は、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係るご入居者の要介護度に応じたサービス利用料金全額を支払うものとします。

⑧居住に要する費用

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、利用者の方には室料をご負担いただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

※外出、外泊、入院等で居室を空けておく場合は、第1から3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

⑨食費及び居住費の変更

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月18日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
静岡銀行 富士駅南支店 普通預金 No.0543845
払込先 社会福祉法人真澄会 理事長 大石すみ代
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、静岡県内信用金庫、静岡県労働金庫、静岡県農業協同組合、ゆうちょ銀行

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

No	病院名	科目	医院長名	住所
1	こもればクリニック	内科外科 消化器科	鈴木 康将	富士市松本313-25
2	檜村胃腸科外科	内科外科	檜村 弘隆	富士市柚木167-3
3	ひなたクリニック	内科	日向 真一	富士市森島105-1
4	富士市立中央病院	全科	児島 章	富士市高島町50

② 協力歯科医療機関

No	病院名	科目	医院長名	住所
1	和田歯科クリニック	歯科	和田 寿夫	富士市平垣本町6-41
2	野中歯科クリニック	歯科	鈴木 松臣	富士宮市野中910-1

7. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にご契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 入居者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ 入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

7日以内の入院については、退院後も再びホームに入居することができます。
なお、入院期間中であっても、契約書第18条第2項に定める所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後ホームに優先的に入居できるよう努めることとします。また、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設の短期入居生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、通常の利用者負担金ではなく、料金表の金額をご負担いただきます。

(3) 円滑な退居のための援助

入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘察し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. 所持品引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品(残置物)を入居者自身が引き取れない場合に備えて、「所持品引取人」を定めていただきます。

当施設は、「所持品引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入居者又は所持品引取人にご負担いただきます。

9. 代理人

入居者が入居するにあたり、心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、入居者の家族等よりあらかじめ代理人を定めて頂きます。

10. 苦情処理について

- (1) あなたは、当施設が提供するサービスについて、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。あなたは、当施設に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇も受けません。

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ディアナの郷苦情受付窓口	連絡先
生活相談員	所在地 富士市宮島1476 電話番号 0545-65-4165 FAX 0545-65-4155 受付時間 9:00～18:00
第三者委員	藤田 晃 電話番号 53-8562 望月 功明 電話番号 61-7430

- (2) この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることが出来ます。

行政機関その他苦情受付機関

富士市役所 ・福祉部介護保険課 (介護保険制度全般に関する事) ・福祉総務課福祉指導室 (事業者指導に関する事)	所在地 静岡県富士市永田町1-100 電話番号 0545-55-2767・FAX 0545-51-0321 電話番号 0545-55-2863・FAX 0545-52-2290 受付時間 8:30～17:15 (月～金、祝日除く)
静岡県国民健康保険団体連合会	所在地 静岡県静岡市葵区春日2-4-34 電話番号 054-253-5590・FAX 054-253-5589 受付時間 9:00～17:00 (月～金、祝日除く)

○ご意見がありましたら、当施設1階受付にある意見箱をご利用ください。

11. 緊急時の対応について

当施設において、入居者の状態に急変が生じた場合には、速やかに嘱託医師やご家族そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます。ご家族の皆様には、緊急時の連絡先をお伝えいたしますようお願いいたします。

12. 虐待防止と身体拘束の廃止（契約書第7条参照）

虐待の発生とその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。また、契約者、他利用者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、行動を制限しようとする身体拘束は行わないものとします。

13. 感染症予防と発生時の対応（契約書第7条参照）

当施設において感染症が発生し、または蔓延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

14. 事故発生時の対応について

入居中の事故が発生した場合には、速やかに嘱託医やご家族そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます。

その際の損害賠償については、当方の過失により入居者に生じた損害については、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害が入居者の故意又は過失によるものと認められる場合には、入居者の心身の状況を考慮

して相当と認められるときに限り、当方の損害賠償責任を減じる場合がありますので、予めご了承下さい。

15. 運営推進会議の設置について

利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市の職員又は富士南部地域包括支援センターの職員、地域密着型介護福祉施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議による評価を受けます。

16. その他施設利用にあたっての留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用して下さい。
- 故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合や変更した場合には入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 面会について

面会時間 9:00～20:00

- ※ 来訪者は、受付にあります面会個表にご記入ください。
- ※ 差し入れなどの食品のお持ち込みは、必ず職員へお申し出ください。
- ※ インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染症が流行している時期は、面会の制限や中断をする場合があります。
- ※ 来訪予定者の体調が優れない場合は、予め面会をお控えいただくようお願いいたします。

(3) 外出・外泊について

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。但し、外泊については、最長で月6日間以内とさせていただきます。

(4) ご家族等の宿泊について

施設では、ご家族がいつでも宿泊できるよう設備を整えておりますので、ご利用時はお申し出ください。

(5) 使い慣れた持ち物について

たんす、テレビ等の使い慣れた家具類は持ち込み可です。ただし、電気カーペット、こたつ等持込不可の物もありますのでご相談ください。

(6) 喫煙

施設内は全館禁煙となっておりますので、喫煙はご遠慮ください。

令和 年 月 日

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム ディアナの郷

説明者 職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型地域密着型介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入居者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所
(入居者との続柄)

() 氏 名

印

料 金 表

1. 介護保険の給付の対象となるサービスによる料金

下記の表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください（サービスの利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。）。

1日当たり(単位：単位数、円)

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
1、施設サービス費	682	753	828	901	971
2、サービス提供体制強化加算 I	22				
3、看護体制加算 I イ	12				
4、褥瘡マネジメント加算 I	3				
5、科学的介護推進体制加算 II	50				
6、栄養マネジメント強化加算	11				
7、介護職員等処遇改善加算 I	109	119	130	140	150
合計単位数 (1+2+3+4+5+6+7)	889	970	1,056	1,139	1,219
自己負担額 (1割)	902 円	984 円	1,071 円	1,155 円	1,236 円
自己負担額 (2割)	1,803 円	1,967 円	2,142 円	2,310 円	2,472 円
自己負担額 (3割)	2,705 円	2,951 円	3,213 円	3,465 円	3,708 円

※富士市の地域区分が7級地のため、既に1単位10.14円で計算しております。

※上記に記載してある自己負担額（1割、2割、3割）については、概ねの金額です。ご了承ください。

※介護職員等処遇改善加算の単位は、1～6合計の14.0%で算出されます。

《加算料金・自己負担額》

1日当たり

1. 初期加算	31 円	7. 看取り介護加算(死亡日前 31～45 日)	73 円
2. サービス提供体制強化加算 I	23 円	8. 看取り介護加算(死亡日前 4～30 日)	146 円
3. 看護体制加算 I イ	13 円	9. 看取り介護加算(死亡日前日、前々日)	690 円
4. 褥瘡マネジメント加算 I (1月)	3 円	10. 看取り介護加算(死亡日)	1,298 円
5. 科学的介護推進体制加算 II (1月)	51 円	11. 入院・外泊時加算	250 円
6. 栄養マネジメント強化加算	12 円	12. 療養食加算	19 円

※7～12は、当該サービスを利用した場合に料金が発生します。

※上記加算料金のほか介護職員処遇改善加算 I・介護職員等特定処遇改善加算 I・介護職員等ベースアップ等支援加算が発生します。

○入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

食事の提供に 要する費用	通常 (第4段階)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
		基準費用額 1日 1,445円 (下記は負担限度額認定証記載金額)			
	1日 1,520円	1日 300円	1日 390円	1日 650円	1日 1,360円

※（但し、食費は一食ごとに朝食 380円、昼食 640円、夕食 500円と分けて設定されており、提供した食事分のみ費用徴収いたします。）

※ 重要事項説明書5. (2) ②の定めのとおり、個人の希望により特別に用意する食事、外食等にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。また、経管栄養（胃ろう）の方は、1日 1,500円となります。

②特別な食事の費用

特別な食事	金額	備 考
	実費	要した費用

③理容・美容

	カット料金（1回あたり）	備 考
理 容	2,000円	顔剃 500円
美 容	2,000円	

④貴重品管理

貴重品管理サービス	1日当たりの利用料金	備 考
	100円	手数料及び保険料の実費程度

⑤居住に要する費用（光熱水費及び室料）

居住に要する費用 個室（1人部屋）	通常 (第4段階)	第1段階	第2段階	第3段階
		基準費用額 1日 2,066円 (下記は負担限度額認定証記載金額)		
	1日 2,200円	1日 880円	1日 880円	1日 1,370円

料金早見表

《ユニット型個室利用》

	チェック欄	料金	
要 介 護 度 1		704 単位	
要 介 護 度 2		772 単位	
要 介 護 度 3		847 単位	
要 介 護 度 4		918 単位	
要 介 護 度 5		987 単位	
初 期 加 算		30 単位	
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22 単位	
看護体制加算Ⅰイ		12 単位	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ		3 単位	
栄養マネジメント強化加算		11 単位	
科学的介護推進体制加算Ⅱ		50 単位	
療 養 食 加 算		18 単位	
入院・外泊時加算		246 単位	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		単位	
金額(1 単位 10.14 円で算出)		円	
食 事 提 供 費 用		第 1 段階	300 円
		第 2 段階	390 円
		第 3 段階①	650 円
		第 3 段階②	1,360 円
		第 4 段階	1,520 円
居 住 費 用		第 1 段階	820 円
		第 2 段階	820 円
		第 3 段階	1,310 円
		第 4 段階	2,200 円
貴重品管理サービス		100 円	
小計 (1 日当たり)		円	
理 美 容 サ ー ビ ス		2,000~2,500 円	
合計 (1 か月当たり)		円	